# 中山間地域等直接支払制度

(県事業名:中山間地域等農業活性化支援事業)

# 制度概要

令和5年12月 神奈川県環境農政局農水産部農地課

# I 中山間地域等直接支払制度とは (県事業名:中山間地域等農業活性化支援事業)

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、 農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにし たがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付 する仕組みです。

### 1 事業制度について

別添パンフレットをご参照ください。



### 2 事業実施期間

令和2年度から令和6年度まで の5年間(第5期対策)

(平成12年度より、1期5年間でこれまでに第4期まで実施済み)

今年度(令和5年度) は第5期対策の 4年目です

### I 中山間地域等直接支払制度 (県事業名:中山間地域等農業活性化支援事業)

## 3 第5期対策からの主な変更点

主な変更点	本県での該 当の有無	パンフレット 参照ページ
対象地域に「棚田地域振興法」の <u>「指定棚田地域」が</u> <u>追加</u>	該当無し	p2~3
体制整備単価(10割単価)の対象となる活動内容が 変更され、 <u>集落戦略の作成に一本化</u>	3集落協定 で取組中	p4~7
加算措置の見直し (新設) 棚田地域振興活動加算、 集落機能強化加算(※)、 生産性向上加算(※) (拡充) 集落協定広域化加算 (継続) 超急傾斜農地保全管理加算	左欄の※印 は1協定で 取組中	p8~10
交付金の返還の要件の見直し 農業生産活動等の継続ができなくなった場合にお ける遡及返還の対象農用地が「協定地全体」から「当 該農用地」に変更		P12~13

### 3-1 集落協定の作成について

国では、第4期対策の最終評価の結果を受け、**集落協働力強化のための** 取組として、体制整備単価(10割単価)の対象となる活動を「**集落戦略の** 作成」に一本化することとなりました。

### これまで

- ○期の途中に農業をやめる可能性のあるところを協定に入れない(協定地全体が遡及返還となるため)
- ○荒廃農地は解消できないリ スクがあるため、協定に入れない
- ○交付対象外の農地はなるべ く含めない **■**

集落内の分断が生じている集落も存在(本県はなし)

5期対策から 遡及返還は 協定地全体 ではなく当該 農用地のみ になった

### 第5期対策では

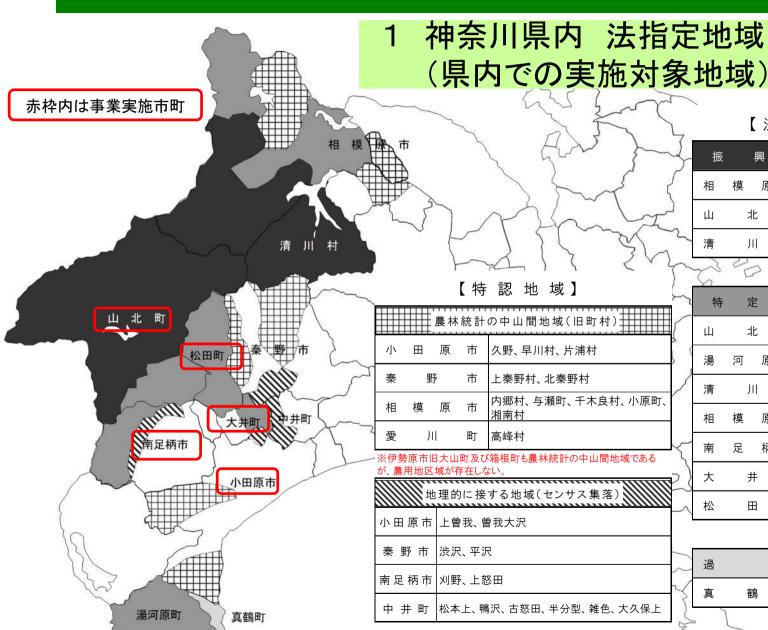
〇中山間直払の交付要件に満たない平地地域等の農用地や 集落内の荒廃農地を含めて集 落協定を締結できる 〇集落戦略も同じ範囲で作成 できる



集落一帯となって共同活動を 実施することでコミュニティカ を強化

交付対象外の平地地域等も入れて集落協定を締結することで、 担い手の確保ができ、集落戦略の作成をスムーズに進めること ができるというメリットもあると考えられます。

## Ⅱ 本県における第5期対策の取組



#### 【法指定地域】

. 振	Ž	興	山	村	地	域	
相	模	原	市	青根村、	鳥屋村、牧	文野村	
Щ	4	北		共和村、清水村、三保村			
清	J	JII		煤ヶ谷村	、宮ヶ瀬村	†	

	YI							
7	特	灾	Ē	農	山	村	地	域
	山	#	Ł	町	全域			
	湯	河	原	町	全域			
/	清	JI		村	全域			
	相	模原		市	旧津久	入井町.	. 旧藤里	予町
_	南	南 足 柄		市	北足村	丙村		
>	大	ŧ	ŧ	町	相和林	र्न		
1	松	田		町	寄村、	松田町	丁(全域	)

過		疎		地	域
真	鶴	町	全域		

# Ⅱ 本県における第5期対策の取組

3 集落協定の県内分布図(第5期対策)



集落協定一覧

小田原市	① 久野
小計	1 集落
南足柄市	② 内川せき棚田の会
小計	1 集落
大井町	③ 大井町高尾
小計	1 集落
松田町	④ 中央集落
小計	1 集落
山北町	⑤ 川西平山
	⑥ 透間
	⑦ 向山
	8 日向
小計	4 集落
計	8 集落

# Ⅱ 本県における第5期対策の取組

### 2 集落協定の状況

- ・第5期対策の協定数は、8協定(松田町中央集落協定(下表の④)は令和3年度から 取組開始)
- ・第4期対策で取り組んでいた2協定(下表の⑨、⑩)は第5期対策への取組継続を断念(今後5年間取組継続するのが困難であるのが主な理由)

R5 11月時点(変更交付申請時点)

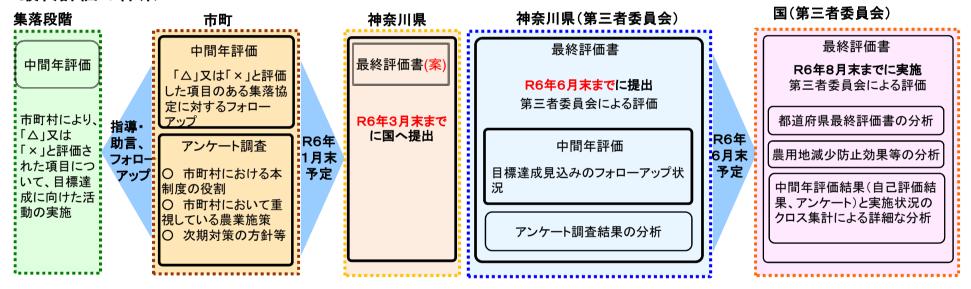
		第4期		第5期								1 1/1/		
	市町村 集落 協定名	R 1	R 2	R 3 · 4		R 5								
市町村		協定面積	協定面積	協定面積		協定面積						協定参加		
	MA AC 1	$(m^2)$	$(m^2)$	$(m^2)$		$(m^2)$		体制整備 単価	集落機能	集落機能	集落機能 生産性區	生産性向		農業者数
		計	計	計	計	田	畑	1 11111	強化加算	上加算	(11)	(人)		
① 小田原市	久野南舟原	12, 546	12, 546	12, 546	12, 546	12, 546	0	0	12, 546	12, 546	313, 524	3		
② 南足柄市	内山	45, 679	75, 536	153, 193	152, 668	152, 668					977, 075	65		
③ 大井町	高尾	86, 266	80, 684	80, 684	80, 684	5, 976	74, 708				247, 428	11		
④ 松田町	中央集落	84, 698	0	75, 200	75, 200	0	75, 200	0			263, 200	26		
⑤ 山北町	川西平山	21, 443	18, 985	18, 985	18, 985	7, 578	11, 407				153, 443	10		
⑥ 山北町	透間	24, 461	21, 484	21, 484	21, 484	4, 772	16, 712	0			188, 000	11		
⑦ 山北町	向山	32, 001	30, 435	30, 435	30, 435	0	30, 435				280, 002	15		
⑧ 山北町	日向	53, 530	40, 516	40, 516	40, 516	21, 218	19, 298				309, 841	17		
⑨ 山北町	峰	38, 304	0	0	0	0	0				0	0		
⑩ 山北町	大久保	17, 022	0	0	0	0	0				0	0		
章	+	415, 950	280, 186	433, 043	432, 518	204, 758	227, 760		12, 546	12, 546	2, 732, 513	158		

#### 第5期対策における最終評価の体系とスケジュール (案)

#### 最終評価の目的

中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、次期対策について市町村がどのような考えの下で取り組むのか、その方針等を把握するとともに、中間年評価等の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映するものとする。

#### 最終評価の体系



#### 評価スケジュール

"	<u> </u>		A 50 0 7 m	A for a for the	A to e term	A 50 0 F F	
L		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	国による 評価の 進め方	-中間	年評価の手法・内容の検討	市町村による協定の記     アンケート調査     事例収集     ・統計データによる効果     ・各結果の分析	・最終評価の	<ul><li>・最終評価の 実施</li><li>・結果の分析</li><li>・次期対策の 検討</li></ul>	
	第三者 委員会	▲ 7月	11月 3月	10月 3月	中間年評価 ▲ ▲ ▲ 6月 8月 12月	<b>最終評価</b> ▲ ▲ 6月(予定) 8月(予定)	

8